

痙攣、てんかん

英語名：Convulsions、Epilepsy

A. 患者の皆様へ



ここでご紹介している副作用は、まれなもので、必ずしも起こるものではありません。ただ、副作用は気づかず放置していると重くなり健康に影響を及ぼすことがあるので、早めに「気づいて」対処することが大切です。そこで、より安全な治療を行う上でも、本マニュアルを参考に、患者さんご自身、またはご家族に副作用の黄色信号として「副作用の初期症状」があることを知っていただき、気づいたら医師あるいは薬剤師に連絡してください。

けいれん
痙攣・てんかんは、医薬品の服用によって起こる場合もあります。解熱消炎鎮痛薬、抗生物質をはじめとするさまざまな薬で起こることが知られているので、何らかのお薬を服用していて、次のような症状がみられた場合には、放置せずに医師・薬剤師に連絡してください。

「顔や手足の筋肉がぴくつく」、「一時的にボーッとして意識が薄れる」、「手足の筋肉が硬直しガクガクと震える」

1. 痙攣・てんかんとは？

痙攣・てんかんは、症状として似かよったところがあり、しばしば混同されますが、医学的には異なるものです。

痙攣とは発作的に起こる手足や体の筋肉の不随意な収縮をさします。筋収縮は、全身に出るものから一部に止まるものまで様々です。痙攣発現の原因となる部位は、脳のほか、脊髄、末梢神経、筋肉といろいろです。

てんかんは、種々の原因により脳の神経細胞に異常な興奮が起こり、発作性あるいは周期性で発作を繰り返す病態を示します。この場合の発作は、顔面、手足や体の筋肉が強直したりガクガクと震える痙攣から、突然意識を失ったり、音や光を感じるものまで様々な型があります。

つまり、痙攣は発生源を問わず手足、体の筋肉に起こる不随意な収縮を指すのに対し、てんかんは脳に起源をもち、不随意な筋肉の収縮のほか、意識消失や音、光、臭いを感じる発作など種々の症状を含みます。

医薬品の副作用として現れる発作は、筋肉の不随意な収縮を主症状とし、主に脳に起源を有するものである点から、厳密にはてんかんの定義に当てはまりますが、単に不随意な筋の収縮をさす名称として痙攣という表現もよく用いられます。

なお、医薬品により末梢神経、筋肉が障害されて起こる筋肉の痙攣もありますが、本マニュアルにおいては省きます。

医薬品による痙攣は、もともとてんかんを持っている方が医薬品により発作が誘発される場合と、何の素因もない方が医薬品によって発作を起こす場合があります。

さらに、医薬品自体には痙攣、てんかんを引き起こす作用はないものの、その医薬品によってもたらされる病態が痙攣、てんかんの原因となる場合もあります。たとえば、糖尿病治療薬そのものは痙攣、てんかんを起こしませんが、過剰摂取により低血糖になると、痙攣、てんかんが起こります。

（本マニュアルでは、医薬品自体により引き起こされる痙攣、

てんかんの病態について解説します。)

2. 早期発見と早期対応のポイント

【前駆症状】

痙攣、てんかんの発作では、必ずしも先立つ症状（前駆症状）があらわれる訳ではありません。しかし、次のような症状を認めたら、すぐに医師・薬剤師に相談して下さい。

「めまい」、「ふるえ」、「手足のしびれ」、「ふらつき」、「手足のぴくつき」、「一時的に気が遠のく」

【発作】

痙攣、てんかんの発作では次のような症状を認めます。もし、こうした症状が出たら、救急車を呼ぶなどして、とにかくすぐに病院を受診して下さい。

「身体の一部または全身の筋肉が硬直したり、ガクガクとふるえる」「意識を失う」「筋肉の激しいふるえの後、一時的に呼吸が弱くなり、呼びかけに応答せず、口から泡を噴出したり尿便の失禁を見ることがある」「発作がしずまった後2～3時間眠っていたりもうろうとしていることがある」



※ 医薬品の販売名、添付文書の内容等を知りたい時は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の医薬品医療機器情報提供ホームページの、「添付文書情報」から検索することができます。

(<http://www.info.pmda.go.jp/>)

また、薬の副作用により被害を受けた方への救済制度については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページの「健康被害救済制度」に掲載されています。
(<http://www.pmda.go.jp/index.html>)